

# 船舶事故調査報告書

平成29年12月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成29年9月4日 17時40分ごろ
発生場所	広島県江田島市長浜海岸南西方沖 釣士田港釣士田防波堤灯台から真方位263° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯34°08.5′ 東経132°28.9′）
事故の概要	水上オートバイ GTX LIMITED300 は、遊走中、かき筏に衝突した。 GTX LIMITED300は、船長が死亡し、フロント収納スペースカバーの裂断等を生じた。
事故調査の経過	平成29年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ GTX LIMITED300、0.2トン 270-48400広島、株式会社小柳建設（A社） 3.10m（Lr）×1.16m×0.65m、FRP ガソリン機関、193kW、平成28年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年5月13日 免許証交付日 平成26年5月13日 （平成31年5月12日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	本船 フロント収納スペースカバーが裂断、船首船底部及び両舷中央部外板に擦過傷 かき筏 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約2.1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A社担当者は、本船に船長が1人で乗り組み、同乗者1人を前部座席に腰を掛けさせ、その後方で操縦ハンドルを握り、平成29年9月4日17時30分ごろ江田島市大柿町 <small>おおがき</small> に所在する長浜海岸を出発し、

	<p>同海岸南西方沖で遊走するところを目撃した。</p> <p>A社担当者は、長浜海岸で仲間と雑談をしていたところ、17時40分ごろ、ガシャという音を聞いて海上の方を振り返ると、本船がかき筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突した状態で停止し、船長が本件かき筏の上で倒れ、同乗者が本船に腰を掛けた状態であるところを認めた。</p> <p>A社担当者は、長浜海岸にある海洋レジャー施設の管理人に救助を求め、同施設が所有するモーターボートで管理人と共に本件かき筏に向かった。</p> <p>A社担当者は、本件かき筏に到着し、本船のエンジンを止めた後、119番通報を行った。</p> <p>船長は、同乗者と共にモーターボートで長浜海岸に運ばれた後、救急車で病院に搬送されたものの、死亡が確認され、全身打撲による大動脈破裂と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の損傷状況（船首部）、写真2 本船の損傷状況（船底部）、写真3 本件かき筏の設置状況、写真4 本件かき筏 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A社担当者は、5人の仲間と共に定員3人の水上オートバイ1隻による遊走の目的で、4日正午前に長浜海岸に到着し、全員が一通り遊走を行った後、バーベキューなどを行い、寒かったので、夕方まで火の周りにいた。</p> <p>船長は、水上オートバイの乗船経歴が約3年で、この間長浜海岸における遊走の経験が50回以上あり、本船を操縦した経験が約10～15回あった。</p> <p>A社担当者は、自らの経験から、船長が前方を見通せるように腰を浮かせた姿勢で操縦していたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船の取扱説明書によれば、安全情報として操縦者及び同乗者はシートに正しく座り、同乗者は前の人の腰に掴まって走行中は常にその状態を保つよう記載されていた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、長浜海岸南西方沖において遊走中、本件かき筏に衝突したものと考えられるが、船長が死亡し、同乗者からも情報が十分に得られなかったため、本船が本件かき筏に衝突した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、全身打撲による大動脈破裂であった。</p> <p>船長は、本船が本件かき筏に衝突して船外に投げ出された際、全身</p>

	を強く打ったことにより死亡したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、長浜海岸南西方沖において遊走中、本件かき筏に衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイでは、同乗者を操縦者の前に乗せないことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船の損傷状況（船首部）



写真2 本船の損傷状況（船底部）



写真3 本件かき筏の設置状況



写真4 本件かき筏

